

健康福祉委員会資料

1 所管事務の調査

(1) 川崎市理容師法施行条例及び川崎市美容師法施行条例について

資料1 理容師法施行条例・美容師法施行条例の一部改正に向けた論点

資料2 理容師法施行条例・美容師法施行条例の一部改正に向けた意見

等について

参考資料1 川崎市理容師法施行条例

参考資料2 川崎市美容師法施行条例

参考資料3 理容所・美容所施設数

理容師法施行条例・美容師法施行条例の一部改正に向けた論点

委員会資料	意見等
	<p>(全体を通して)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 左記委員会資料のとおり検討を進めることで良い。理容師・美容師の協会から請願が提出された一方で、末端の理容業者の方などにこの情報が伝わっていなかったということがあったが、協会から出されているものもあるので、この請願記載事項は理容業界としての考え方と判断した。〔自〕 ・ 請願記載事項に賛成であるが1点検討したい事項（下記記載）がある。〔公〕 ・ 全体として委員会でまとまるのであれば良い。〔民〕 ・ 基本的には請願のとおり一部改正の方向で良い。〔共〕 ・ 請願のとおり一部改正の方向で良い。〔新〕 ・ 前向きに検討はしているが、改正するべきか結論はまだ出ていない。〔小田〕
<p>1 改正理由について (請願記載事項)</p> <p>すでに洗髪専用の設備設置を条例で定めている道県内の保健所設置市で、設備設置を条例で定めていない市があるのは神奈川県のみで、唯一基準が統一されていない県となっている。県内にあってもすでに横浜市が同様の条例改正を行っており、県内の業者に混乱を生じさせないためにも条例改正による基準の統一は必要である。</p> <p>また、理容所及び美容所において、洗髪専用の設備を設置することは、利用者の選択の幅を広げるだけでなく、営業者の衛生意識の向上につながり、衛生基準のより一層の向上を図ることができる。</p>	<p>(1) 請願には「統一が必要である」と書かれているが、地方分権の権限移譲によって行政分野によっては川崎市独自の基準を設けるようになっている中で、この文言は書かない方が良い。〔小田〕</p>
<p>2 規定内容について (請願記載事項)</p> <p>理容所及び美容所における衛生上必要な措置に、「洗髪専用の洗い場を有すること」を加える。</p>	<p>(2) 安全上や衛生上の問題があるということで、新しく設置される理（美）容所については一律に洗髪設備の設置を義務付けることは、条例改正前までに設置された理容所・美容所については経過措置で規制がかからないこととの関係でいかがなものかと思う。例えば、横浜市の規定にあるように、新規の施設であっても「市長が衛生上支障がないと認める場合はこの限りでない」といったような例外を認める表現を検討してはどうか。〔公〕</p> <p>(3) エステやネイルアートは美容師法の対象になるのか。髪に触れない理（美）容行為との関係について整理しておく必要がある。〔自〕</p> <p>(4) 「利用者の選択の幅を広げる」、「営業者の衛生意識の向上につながる」、「衛生基準のより一層の向上を図る」が規制する目的（立法目的）となっているが、これらの目的に対して、一律に洗髪設備の設置を義務付けるといった規制内容は厳し過ぎるよう感じる。例外規定について</p>

委員会資料	意見等
	も検討した方が良い。また、衛生管理の分野では施設の基準だけあって運用の基準がないということはないと聞いており、運用の基準をどうするかの検討も必要である。〔小田〕
<p>3 経過措置について (横浜市の事案)</p> <p>改正後の条例の規定は、条例の施行の日以後の届出に係る理容所及び美容所について適用し、施行日前の届出に係る理容所及び美容所並びに条例施行の際現に存する理容所及び美容所については、なお従前の例による。</p> <p>(神奈川県の事案)</p> <p>条例の施行の日前に届出をした者が当該届出に係る理容所及び美容所について法の規定により講すべき衛生上必要な措置については、改正後の条例の規定にかかわらず、施行日から当該理容所及び美容所について大規模な増築、改築又は修繕をする日までの間は、なお従前の例による。</p>	<p>(5) 新たに開設される施設には公衆衛生上の問題から洗髪設備の設置義務を義務付ける一方で、条例改正前までに設置された施設についてはどう取り扱うべきかについては会派内でも議論があつたが、全体として委員会でまとまるのであれば良い。〔民〕</p> <p>(6) 「大規模な増築、改築や修繕」を対象にしている神奈川県が横浜市よりも厳しいように感じられるが、神奈川県に準じた文言で作成するとした場合、「大規模」の範囲はどこまでのことを指すのか明確にしておくべき。〔共〕</p> <p>(7) 上記の「大規模な修繕」等については、建築基準法との関係も整理しておくべき。〔自〕</p> <p>(8) 既存施設については、もし義務化するということであれば一定の説明責任が必要であり、今後議論していきたい。〔新〕</p>
4 その他	

資料2

理容師法施行条例・美容師法施行条例の一部改正に向けた意見等について

1 (3)について

首から上に触れる行為については、理・美容師法の適用を受ける可能性がある。ネイルアートのみの営業については、理・美容師法の適用を受けない。

本市で理・美容師法の適用を受けている業態については、理容所については顔そり専門店、美容所についてはまつ毛施術店やまゆ毛カット店等がある。

(別紙参考資料参照)

2 (6)及び(7)について

原則、建築延べ面積の50%以上にわたる増改築等は、新規に施設を設置するのと同様に、営業を始める前に行政機関による施設の確認を受けることとしており、「大規模な増築、改築や修繕」を行う場合、神奈川県、横浜市及び本市において、それぞれ条例の表現は異なるが、取り扱いに差異はない。

また、建築延べ面積の考え方については建築基準法を参考としているが、建築基準法による規定とは別に、衛生的な施設運用をどのように行うかという観点から、必要な事項を判断している。例えば、網戸のない窓を交換する際には網戸のついたものにするというように、関係する部分を改修する際には、併せて現在の施設基準にあった構造とするよう指導している。

参考資料 1

○川崎市理容師法施行条例

平成24年12月14日条例第60号

川崎市理容師法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、理容師法（昭和22年法律第234号。以下「法」という。）第9条第3号及び第12条第4号並びに理容師法施行令（昭和28年政令第232号。以下「政令」という。）第4条第3号の規定による理容の業を行う場合の衛生上必要な措置、理容所の衛生上必要な措置その他法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(理容の業を行う場合の衛生上必要な措置)

第2条 法第9条第3号の規定による衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 作業中は、清潔な作業衣を着用し、顔面作業をする際には、マスクを使用すること。
- (2) 手指は、常に清潔に保つこと。
- (3) 毛をそるために用いる石けん液は、客1人ごとにこれを取り替えること。
- (4) 客用の被布及び洗髪器その他客の皮膚に接しない器具で客1人ごとに汚染されるものは、常に清潔に保つこと。
- (5) 消毒液は、適宜交換すること。
- (6) 医薬部外品及び化粧品を用いる場合は、用法及び用量に従い適正に使用すること。
- (7) 皮膚に接する布片は、消毒済みのものを使用すること。
- (8) 皮膚に接する布片に代えて紙製品を用いる場合は、清潔なものを使用し、客1人ごとにこれを廃棄すること。

(理容所の衛生上必要な措置)

第3条 法第12条第4号の規定による衛生上必要な措置は、次のとおりとする。ただし、市長がその理容所が公衆衛生の向上に必要であって、衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 理容所は、居室、休憩室等作業に直接関係ない場所から隔壁等で区画されていること。
- (2) 理容所は、作業を妨げない位置に待合設備を有すること。
- (3) 理容所の面積は、11.55平方メートル以上とし、理容所の作業及び衛生保持を適切に行うことができるものであること。
- (4) 洗い場は、十分な大きさと強度を有する不浸透性材料のものであって、汚水を適切に排出することができるものであること。
- (5) 排水は、適正に処理すること。

- (6) 消毒済みの器具を未消毒の器具と区別して収納することができる十分な大きさの戸棚等を設けること。
- (7) 器具類及び布片類は、十分な量を備えること。
- (8) 理容所で使用する水は、清浄なものであること。
- (9) 外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料を常備すること。
- (10) 窓その他の開口部には、ねずみ、昆虫等の侵入を防ぐ設備を有するとともに、必要に応じて駆除を行うこと。

(出張業務のできる場合)

第4条 政令第4条第3号に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 養護老人ホーム、児童養護施設その他これらに類する施設において、理容所を利用できない入所者、理容所を利用する事が著しく困難な入所者等に対し業務を行う場合
- (2) 港湾に停泊中の船舶において、船舶の乗組員に対し業務を行う場合
- (3) 興行場等において、演芸を行う者等に対し、出演等の直前に業務を行う場合
- (4) その他市長が特に必要と認める場合

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に法第11条の2の規定による構造設備の確認を受けている理容所又は現に法第11条第1項の規定による届出がされている理容所が第3条第10号の規定に適合しないときは、当該理容所については、増築、改築、大規模の修繕等により当該理容所の構造設備が変更される日までの間、同号の規定は、適用しない。

参考資料2

○川崎市美容師法施行条例

平成24年12月14日条例第61号

川崎市美容師法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、美容師法（昭和32年法律第163号。以下「法」という。）第8条第3号及び第13条第4号並びに美容師法施行令（昭和32年政令第277号。以下「政令」という。）第4条第3号の規定による美容の業を行う場合の衛生上必要な措置、美容所の衛生上必要な措置その他法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(美容の業を行う場合の衛生上必要な措置)

第2条 法第8条第3号の規定による衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 作業中は、清潔な作業衣を着用し、顔面作業をする際には、マスクを使用すること。
- (2) 手指は、常に清潔に保つこと。
- (3) 毛をそるために用いる石けん液は、客1人ごとにこれを取り替えること。
- (4) 客用の被布及び洗髪器その他客の皮膚に接しない器具で客1人ごとに汚染されるものは、常に清潔に保つこと。
- (5) 消毒液は、適宜交換すること。
- (6) 医薬部外品及び化粧品を用いる場合は、用法及び用量に従い適正に使用すること。
- (7) 皮膚に接する布片は、消毒済みのものを使用すること。
- (8) 皮膚に接する布片に代えて紙製品を用いる場合は、清潔なものを使用し、客1人ごとにこれを廃棄すること。

(美容所の衛生上必要な措置)

第3条 法第13条第4号の規定による衛生上必要な措置は、次のとおりとする。ただし、市長がその美容所が公衆衛生の向上に必要であって、衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 美容所は、居室、休憩室等作業に直接関係ない場所から隔壁等で区画されていること。
- (2) 美容所は、作業を妨げない位置に待合設備を有すること。
- (3) 美容所の面積は、13.2平方メートル以上とし、美容所の作業及び衛生保持を適切に行うことができるものであること。
- (4) 洗い場は、十分な大きさと強度を有する不浸透性材料のものであって、汚水を適切に排出することができるものであること。
- (5) 排水は、適正に処理すること。

- (6) 消毒済みの器具を未消毒の器具と区別して収納することができる十分な大きさの戸棚等を設けること。
- (7) 器具類及び布片類は、十分な量を備えること。
- (8) 美容所で使用する水は、清浄なものであること。
- (9) 外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料を常備すること。
- (10) 窓その他の開口部には、ねずみ、昆虫等の侵入を防ぐ設備を有するとともに、必要に応じて駆除を行うこと。

(出張業務のできる場合)

第4条 政令第4条第3号に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 養護老人ホーム、児童養護施設その他これらに類する施設において、美容所を利用できない入所者、美容所を利用する事が著しく困難な入所者等に対し業務を行う場合
- (2) 港湾に停泊中の船舶において、船舶の乗組員に対し業務を行う場合
- (3) 興行場等において、演芸を行う者等に対し、出演等の直前に業務を行う場合
- (4) その他市長が特に必要と認める場合

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に法第12条の規定による構造設備の確認を受けている美容所又は現に法第11条第1項の規定による届出がされている美容所が第3条第10号の規定に適合しないときは、当該美容所については、増築、改築、大規模の修繕等により当該美容所の構造設備が変更される日までの間、同号の規定は、適用しない。

理容所・美容所施設数(平成26年3月31日現在)

理容所				
施設数	洗髪設備のある施設数 (再掲)	洗髪設備のない施設数 (再掲)	毛髪カットを行う施設	顔そり専門
706	691	15	14	1

美容所							
施設数	洗髪設備のある施設数 (再掲)	洗髪設備のない施設数 (再掲)	毛髪カットを行う施設	その他			
				まつ毛施術	まゆげカット	結髪	かつら装着に伴う行為
1330	1236	94	21	58	1	7	1
							3
							3